

湖南省公共施設整備 のガイドライン

〈景観づくりの将来像〉

『“ほっ”と和めるふるさと「こなん」』

平成28年4月

湖 南 市

目 次

序章 公共施設整備のガイドラインの趣旨	1
1. ガイドラインの策定の必要性	1
2. ガイドラインの位置づけ	3
3. ガイドラインの構成および各項目の内容	4
第1章 公共施設による景観づくりの基本的な考え方	5
1. ガイドラインの目的	5
2. ガイドラインの適用範囲と運用	5
3. 全体方針	5
4. 整備方針	6
5. 留意事項	7
第2章 公共施設の景観配慮指針	9
1. 道路、橋梁	9
2. 河川、水路	21
3. 公園、緑地等	30
4. 水道、下水道	39
5. 公共建築物	41
第3章 進め方	48
1. 良好な景観形成を図るための事業の進め方	48
2. 本ガイドラインの運用	49

序章 公共施設整備のガイドラインの趣旨

1. ガイドライン策定の必要性

●なぜ、策定する必要があるのか？

公共施設は、市民の生活の営みや産業・経済活動を支えるとともに、湖南省の良好な景観づくりをリードする役割を果たしています。また、先人の英知により整備された多くの公共施設は、市民が愛着の持てる景観資産となっています。

今後は、このような景観資産を核として活かすとともに、新たな景観形成の取り組みに基づいて良好な景観資産を湖南省全域に展開させることが公共施設整備に課せられている役割であると認識することが重要です。

そこで、湖南省において公共施設の整備および維持管理に携わる者すべてが、良好な景観形成を行う為にはどのように取り組むべきか、どのような方針で臨むべきか、また配慮すべきことはどのようなことかを示すために本ガイドラインを策定します。

●公共施設の整備を通じた良好な景観づくりの責務

・景観行政団体としての責務

⇒地域特性に応じた景観行政を主体的に展開する「景観行政団体（景観法第98条）」である湖南省の責務として、公共施設の整備を通じて良好な景観づくりを推進する必要があります。

・公共施設整備が周辺の景観に大きな影響を与える

⇒公共施設は、道路や公園、庁舎、学校など、多くの人が日常的に利用する空間であり、地域の印象に大きな影響を及ぼしています。

⇒また、公共施設は一般の住宅などと比較して大規模なものが多く、周辺の景観に大きな影響を及ぼすことになります。



三雲駅南線



甲西橋

インフラや大規模な公共建築物は地域景観に大きな影響を与える



甲西駅南口



市営住宅 石部南団地

・ 公共施設デザインに対する市民の関心

⇒市民の行政ニーズは、多様化、高度化しており、公共施設の整備や改修等に際して質の高いデザインや周辺景観との調和にも市民の関心が向けられています。

・ 民間による景観づくりを促進するとともに、その効果を高めるため

⇒民間の建築活動等に対するルールをよりきめ細かくレベルアップしていくことや、民間による公共空間の美化などのソフト事業の促進を図るためにも、道路や公園、施設の景観の質も合わせて高め、良好な景観づくりに対する民間の意欲を高めたり、民間の景観づくり活動の効果を高めることが重要です。

⇒モデルとなるような良質なデザインの公共施設を整備することにより、民間による良好な景観づくりへの波及が期待されます。

建築物の景観規制や住民による景観づくり活動などと歩調を合わせた道路空間のグレードアップした事例



産寧坂伝統的建造物群保存地区
(京都市東山区 八坂通)



千両ヶ辻界わい景観整備地区
(京都市上京区 浄福寺通)

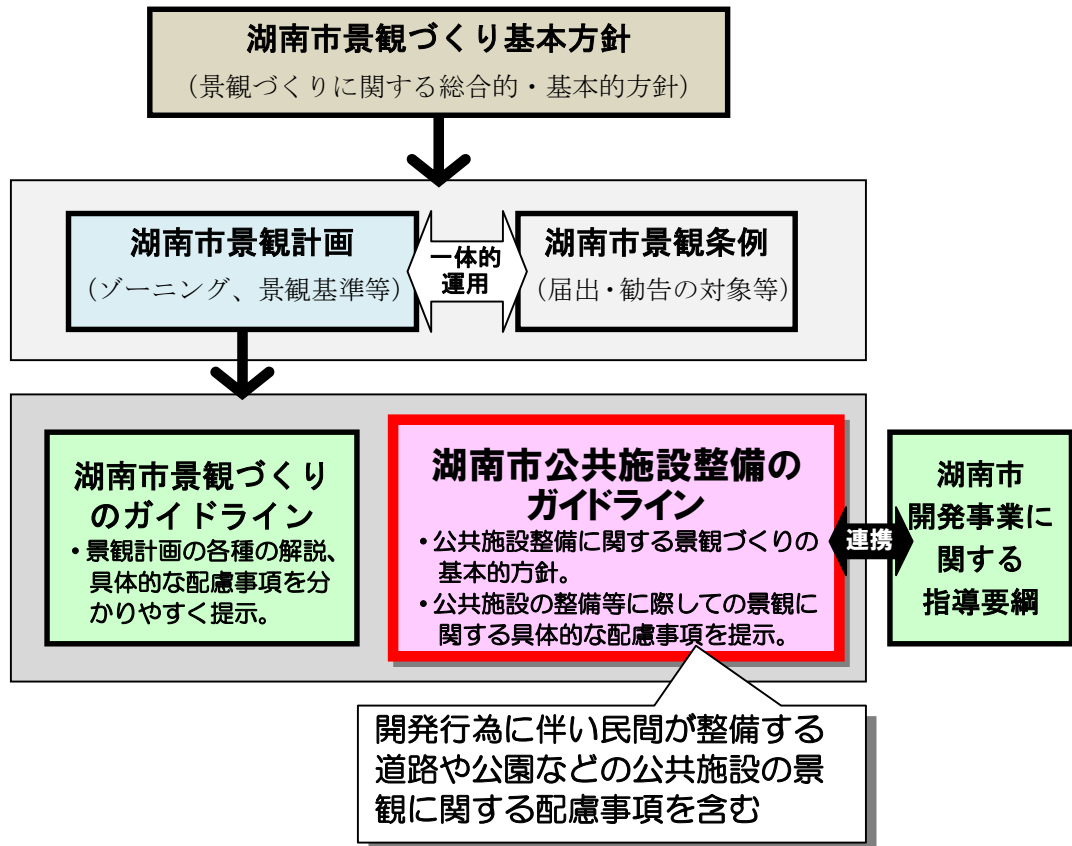
2. ガイドラインの位置づけ

(1) 基本的な方針

⇒湖南省における公共施設整備に関する景観づくりの基本的な考え方を明らかにします。

(2) 公共施設のデザインガイドライン

⇒公共施設の整備を通じた良好な景観づくりを推進するため具体的な配慮事項を示します。



※これまでも国土交通省より各種公共施設のデザインガイドラインが公表されているものの、実際の事業に際して、国によるこれらのガイドラインの活用、参照する意識づけは、十分でなかったと思われます。国のガイドラインを踏まえつつ、湖南省の地域特性に合った、より使いやすくコンパクトな独自のガイドラインを取りまとめ、今後の公共施設整備を通じて、これまで以上に良好な景観づくりに貢献します。

3. ガイドラインの構成および各項目の内容

序章

本ガイドラインの趣旨、位置づけなどを示しています。



第1章 公共施設による景観づくりの基本的な考え方

公共施設の整備を通じた景観づくりに関する基本方針を示しています。



第2章 公共施設の景観配慮指針

道路や河川など公共施設の種別ごとに、景観に関する配慮事項などを分かりやすく示しています。



第3章 推進体制と手続き

公共施設の整備を通じた良好な景観づくりを実現するための体制と協議等の手続きの手順を示しています。

第1章 公共施設による景観づくりの基本的な考え方

1. ガイドラインの目的

公共事業や公共施設（以下*1「公共事業等」といいます。）は、地域の景観を構成する主要な要素であり、良好な景観づくりを先導するものであることから、地域の景観特性に配慮した公共事業等が実施されるよう、公共事業等を実施する際の基本的な方針を示すものです。

*1「公共事業等」とは、道路や河川、公園整備などの公共事業や、公共サービス施設、学校施設、供給施設などの施設整備をいいます。

2. ガイドラインの適用範囲と運用

適用範囲は、湖南省が実施するすべての公共事業等とし、事業実施の際に本方針および公共施設整備の景観ガイドラインに示す各項目の反映に努めるものとします。

また、市内で公共事業等を実施する国、地方公共団体にも本方針および公共施設整備のガイドラインに示す各項目の反映に努めるよう協力を要請します。

●適用の除外

災害復旧事業など緊急を要する事業、地下構造物等事業による周辺への景観上の影響がないか極めて小さい事業及び維持補修業務などの小規模な事業は、本基準の適用を除外することができます。

なお、除外事業であってもできる限り景観に配慮した事業の実施に努めるものとします。

3. 全体方針

- ①公共事業等を実施するにあたっては、「湖南省景観計画」の景観づくりの目標及び基本方針に則り実施することとします。
- ②公共施設の建築にあたっては、その景観形成に与える影響を考慮し、率先して景観上の配慮に努め、「湖南省景観計画」の景観形成基準に適合するものとします。
- ③「湖南省景観計画」における重点地区および重点地区候補地にあつては、特に地域の特性を活かした景観形成に努めるものとします。
- ④関係機関と十分な連絡調整を図り、整合性のとれた景観形成に努めるものとします。

4. 整備方針

①地形を活かす

- ・地形の改変を最小限に抑え、地形に沿った配置や形態とするなど地形的特性を活かした空間形成に努めます。

②自然と一体感をつくる

- ・地域住民に親しまれる緑地や既存樹木等の保存に努めます。また、周辺の樹木や植生・生態系との調和に配慮し、地域の自然的特性を保存・活用します。

③「地の景観」を形成する

- ・計画施設の公共的役割や機能を明らかにした上で、四季の変化や人々の暮らしが魅力的に映えるような意匠形態とし、周辺景観との調和に配慮します。

④長期的な視点を踏まえる

- ・普遍的な美しさ、価値を重視し、時代の潮流や流行に左右されない意匠形態に努めます。
また、施設の位置する場所の特性や規模または用途によっては、計画段階より可能な限り住民意見を募ると共に、住民参加による維持管理活動への支援や仕組みを検討し、地域住民に親しまれる施設景観の形成に努めます。

⑤歴史的文脈を継承する

- ・地域の歴史的な文脈を踏まえた素材や意匠形態に努めます。また古くからある歴史的建造物は、可能な限り保全・活用します。

5. 留意事項

①周辺景観との調和に配慮する

- ・本景観形成方針は、単に素材や製品のいわゆるグレードアップの検討を要求するものではなく、公共事業等の構造物等の配置、形状、素材、色彩等を検討するにあたり、地域特性を踏まえるとともに、経済性や安全性、耐久性等を総合的に勘案したうえで、周辺景観との調和に配慮することとします。

②維持管理面を考慮する

- ・維持補修等比較的頻度の高い公共事業等の実施においては、自然や歴史・文化、周辺環境に特別な配慮を要する場合を除き、特殊な素材等を用いることは可能な限り避け、維持管理上耐用性、汎用性の高い素材等を選定することとします。

③関係法令等との整合性を確保する

- ・本ガイドラインの運用にあたっては、森林法、自然公園法等に基づく法律や湖南省道路法に基づく市道の構造に関する技術基準を定める条例等、ユニバーサルデザインの各技術基準等に関わる事項との整合性を適切に確保することとします。

④地域の特性を考慮する

- ・本ガイドラインでは、良好な景観づくりに向けての公共事業等を実施する際に配慮すべき基本的な方針についてとりまとめています。景観は、立地条件や周辺環境等様々な要素が関連しているため、個別性が高く、景観形成指針の内容が公共事業等を実施する地域の特性やその他の要因によっては、周辺環境に馴染まない場合もあることから、それぞれの地域の特性に即して適切な判断をすることとします。

⑤国が策定している景観形成ガイドライン等の活用

- ・「美しい国づくり政策大綱」を受けて、国土交通省、農林水産省等は事業別に景観形成ガイドライン・指針等を作成しています。公共事業等の実施にあたっては、本ガイドラインの各項目の反映に努めることはもとより、本ガイドラインに記載されていない項目については、これらのガイドラインを活用することとします。

◆国が策定している景観形成ガイドライン◆

- 景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン
(平成 16 年 3 月 景観に配慮した防護柵推進検討委員会)
- 官庁営繕事業における景観形成ガイドライン
(平成 16 年 5 月 国土交通省官庁営繕部)
- 美の里づくりガイドライン
(平成 16 年 8 月 農林水産省農村振興局)
- 景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(案)
(平成 17 年 3 月 国土交通省都市・地域整備局)
- 景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」
(平成 23 年 6 月 国土交通省都市・地域整備局)
- 道路デザイン指針(案)
(平成 17 年 3 月 国土交通省道路局)
- 住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン
(平成 17 年 3 月 国土交通省住宅局)
- 農業農村整備事業における景観配慮の手引き
(平成 18 年 5 月 農林水産省農村振興局)
- 河川景観ガイドライン
(平成 18 年 10 月 国土交通省河川局)
- 砂防関係事業における景観形成ガイドライン
(平成 19 年 2 月 国土交通省砂防部)
- 公共事業における色彩検討の手引き
(平成 21 年 3 月 中部地方整備局景観アドバイザー会議)

※枠内の記述は、ガイドライン本文の内容や趣旨の理解を助けるため、考え方やイメージを事例的に書いたものであり、必ずしも実施すべきものではありません。

第2章 公共施設の景観配慮指針

1. 道路、橋梁

道路は、都市の骨格となる重要な基盤施設であり、市民の生活と深くかかわるものです。歩行者や車などを安全かつ確実に通行させるだけでなく、人々の交流や防災などのためのオープンスペース、ライフラインの収容空間など様々な機能を持つ根幹的な施設です。

また、街並み景観の「地」となる要素であることから、沿道の地域の特性や道路の性格に応じて地域になじむデザインとすることが求められます。

■周辺の地形や自然との調和

●地形を尊重した線形

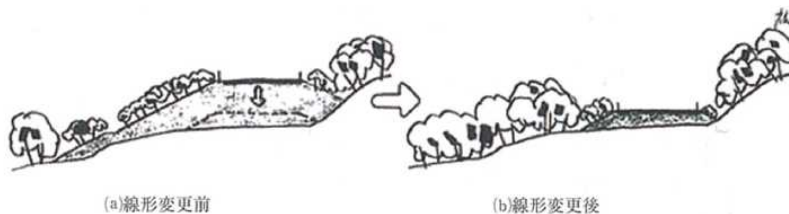
- ・山地・丘陵地ゾーンでは、地形の変化を尊重し、道路の線形を地形に違和感なく馴染むものとしします。
- ・法面の発生を極力抑えると同時に、法面が長大とならないようにします。

※地形、起伏の変化がある山地では、直線的な線形を採用すると大規模な法面が発生し、景観を損ねる可能性があるため、地形に沿った線形に努めます。

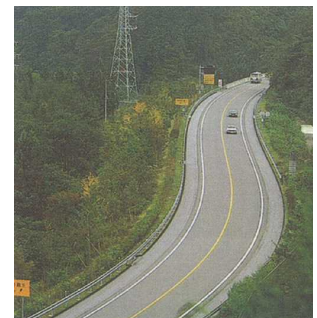
●自然への影響の軽減

- ・山地・丘陵地ゾーンでは、自然環境に影響を与える大規模な盛土や切土などを回避または緩和します。
- ・自然の改変は、自然を復元することが可能な範囲とします。

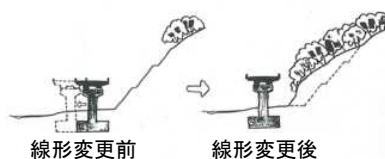
※大規模な盛土や切土は自然環境及び景観に影響を与えるため回避または緩和するなど、自然の回復力によって復元することが可能な範囲で自然を改変するように努めます。



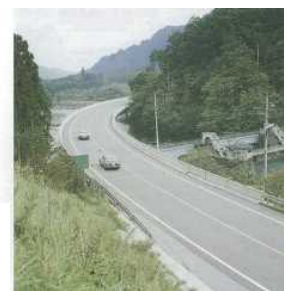
自然環境及び景観を保全するために、谷側線形を振出し、縦断線形を下げ、大規模な地形の改変を回避している（日光宇都宮道路（栃木県））
（出典：道路のデザイン（財）道路環境研究所）



線形を地形に沿わせ自然景観を保全している（月山花笠ライン（山形県））



道路形態を谷側へ振出して切土の出現を回避している
（出典：道路のデザイン（財）道路環境研究所）



●田園景観との調和

- ・ 田園景観ゾーンの広がりのある景観を道路が遮断しないように、農地の区画形態に倣った線形とします。
- ・ 新設道路は集落を迂回させ、既存道路では集落の街並みなどを大きく乱さないようにします。

※田園景観に馴染むように、道路の平面線形は農地の区画形態に沿うものにするよう努めます。
※新設道路は、集落の分断などの問題を避けるためにも、集落を迂回するように計画し、既存道路の改修の場合などは、道沿いの景観資源などを慎重に扱うようにします。

【参考】

- 道路デザイン指針（案）（国土交通省道路局）
- 3-1 山間地域における道路デザイン
- 3-4 田園地域における道路デザイン

※枠内の記述は、ガイドライン本文の内容や趣旨の理解を助けるため、考え方やイメージを事例的に書いたものであり、必ずしも実施すべきものではありません。

■地域の歴史や営みとの調和

●歴史的街並みへの配慮

- ★東海道の街並みや古くからの集落内の家並みを尊重した道路整備とします。
- ★歴史的な資源や緑地の保全、調和に配慮した道路整備を行うこととし、地域住民の生活の記憶、心象に刻まれているような樹木や祠などは、可能な限り保全や移設、復元をするなど慎重に扱います。

※東海道や古くからの集落内において道路整備を進める場合には、街並み景観を尊重した整備内容とします。
※文化財保護法に基づく指定文化財ではない場合も、地域住民の意向を尊重するなど慎重に扱います。

●都市活動の「地」となる洗練されたデザイン

- ・市街地における建築や屋外広告物などの都市活動が映えるように、道路占用物件や道路付属物を極力整理するなど、整然とした空間とします。

※市街地内の道路を整備する場合には、整備に合わせて街灯や電柱、標識などもすっきりと整理するなど、沿道の土地利用に沿ったデザインとします。

●電線類の整理

- ★景観上特に重要な役割を果たしている幹線道路で新設する際や抜本的な改良工事の際には、電線・電柱の関係機関と連携を図りながら電線類の地中化や無電柱化など架線のないすっきりとした空間形成を検討します。

※重点地区および重点地区候補地区などにおいて、特に景観に配慮すべき道路の整備を行う場合は、整備に合わせて沿道の住民や事業者の連携、協力のもと、道路上空の電線類を見えなくするよう努めます。



伝統的な街並みの雰囲気を損なわず、道路をシンプルに整備している（旧一番町通（岐阜県美濃市））（出典：道路のデザイン（財）道路環境研究所）



すっきりと洗練された道路空間（大手前通（兵庫県姫路市））（出典：道路のデザイン（財）道路環境研究所）

注) ★印の規定は、重点地区及び重点地区候補地区において必須事項、その他の区域では可能な限り配慮すべき事項

【参考】

○道路デザイン指針（案）（国土交通省道路局）
3-6 市街地における道路デザイン

■歩行者や自転車の安全性・快適性の確保

●歩きやすくシンプルな舗装

・歩道の舗装材は、周辺環境と調和した舗装の素材や色調で、歩きやすく滑りにくいものや耐久性・汎用性のあるものを選定します。

★歴史的な街並みや特に景観上配慮が必要な場所で歩行者の安全確保の為に路面強調標示（グリーンベルト等）を行う際は、走行性への配慮と併せて、舗装の材質や色調を工夫します。

※路面のデザインは景観に大きな影響を与えることから、路面自体が目立つのではなく、沿道の街並みや植栽などが映えるシンプルなデザインを基本とします。



舗装の材質や色調の工夫で歩車共存を図っている事例
（左：鵜沼宿（岐阜県各務原市） 右：川原町通（岐阜県岐阜市））

●ユニバーサルデザインと景観との調和

・歩道の幅員や段差、勾配、舗装などのデザインの工夫により高齢者や身体障がい者などの移動の円滑性を確保します。

※例えば、フラット型やセミフラット型の歩道の採用により、頻繁に歩道の凸凹が発生しないようにしたり、視覚障がい者の誘導のための色彩とその周りの色彩との関係を考慮します。



段差のない歩きやすい歩道（東二番丁通（宮城県仙台市））
（出典：道路のデザイン（財）道路環境研究所）

【参考】

○景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」
（国土交通省都市・地域整備局）
街路事業における景観形成
3-5-2 歩道空間

※枠内の記述は、ガイドライン本文の内容や趣旨の理解を助けるため、考え方やイメージを事例的に書いたものであり、必ずしも実施すべきものではありません。

■交通安全施設等道路付属物と景観との調和

●防護柵

- ・防護柵は、安全性と共に低木の植栽やボラード、縁石、車止めなど他の施設での代替可能性も含めて必要性を検討し、設置する場合は、周辺環境に調和するような形状、素材、色調を工夫します。
 - ・これまでは、通常白色で仕上げているものが多く、特に山地・丘陵地、田園景観ゾーンでは、周辺の景観特性を踏まえ低明度、低彩度にして目立たない様に配慮します。この場合の夜間視線誘導機能の確保に対しては、反射材を用いるなどの工夫をします。
 - ・自然景観や田園景観が広がっている地域において、周辺への眺望を確保する必要がある場合には、透過性の高い形状とします。
- ★歴史的な街並みや特に景観上配慮が必要な場所では、素材等周辺の景観との調和を図ります。

※防護柵や照明などを設置する際には、安全性を十分慎重に検討した上で必要最小限にしたり、低木の植栽など他の施設での代替による景観の改善も検討します。



シンプルな形状、周辺景観と調和した色彩の防護柵
(左：防護柵CG、右：月山花笠ライン（山形県）)
(出典：道路のデザイン（財）道路環境研究所)

◎「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」国土交通省

- ・鋼製防護柵において基本とする色彩の標準マンセル値
 - ダークブラウン（こげ茶色） 10Y R2.0/1.0 程度
 - グレーベージュ（薄灰茶色） 10Y R6.0/1.0 程度
 - ダークグレー（濃灰色） 10Y R3.0/0.2 程度

●標識・公共広告物

- ・できるだけ目立つことが要求される案内標識や交通規制標識は、近接するものを整理・統合するなど、標識の効果を損なわない範囲で必要最小限の設置とします。
 - ・支柱を設置する場合は、統一化された形態で目立たない色調とします。
 - ・公共広告物は、形状、高さ、デザイン、設置位置等の統一化を図ります。
- ★歴史的な街並みや特に景観上配慮が必要な場所では、自然素材等を活用し周辺の景観との調和を図ります。

※形状、色彩などはシンプルなものとしたり、路線全体として形状や大きさなどに統一性を持たせるなど、秩序ある道路景観に配慮します。

信号機、標識、街路灯を一体化し、市中の乱立を防止（木田橋通り（福井県福井市））



歴史的な街並みに配慮し、木製を模した公共の案内看板（城町（福井県大野市））

●照明施設

- ・照明施設は、利用者が道路や沿道の施設等を安全で快適に利用できることを基本とし、設置目的に応じた照度を確保するよう、最適な設置数や場所を選定するよう努めます。
 - ・器具の形状や色調などは、シンプルで目立たないものを用い、昼間の目障りさを抑え、周辺施設の支柱を共用する等工夫します。
- ★歴史的な街並み等では、温かみのある光源を利用し、夜間景観に趣を与える工夫をします。



歴史的な街並みに配慮し、防護柵を利用して趣のある照明を導入（渡月橋（京都市））

【参考】

- 道路デザイン指針（案）（国土交通省道路局）
- 5-5 車道・歩道及び分離帯の設計
- 5-6 ユニバーサルデザイン
- 5-10 道路付属物等の設計
- 景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン（国土交通省道路局）

※枠内の記述は、ガイドライン本文の内容や趣旨の理解を助けるため、考え方やイメージを事例的に書いたものであり、必ずしも実施すべきものではありません。

■橋梁や結節点等における景観づくり

●橋梁と周辺景観との調和

- ・橋梁・高架橋は、周辺から望見される比較的大規模な人工的な構造物となり目立つ存在であるため、機能的・構造的必然性を重視するとともに、過度な装飾を避け、周辺景観に調和する形状、色調等に工夫します。
 - ・橋上からの眺望が優れ、有効な利用が図られる場合は、主たる架橋目的の範囲内において歩行者に快適な空間となるよう検討します。
 - ・高欄、親柱、照明灯等の橋梁付属物の形態、意匠、素材および色調は、経済性や維持管理の容易性を損なわない範囲において、道路や河川からの遠景と橋上等からの近景の両方の視点から橋梁本体との調和を図ったものとします。
- ★地域のゲートの役割を担ったり、ランドマークにしたい等の要請が強い橋梁等、特別な形態配慮が求められる場合には、地域住民の意向把握や専門家の意見を聞くなどして十分な検討を行います。

※橋梁・高架橋は大規模な人工的な構造物となるため、周辺や背後の景観に溶け込むようなデザインとします。

※橋梁自体がランドマークになるような特別な形態が求められる場合には、橋梁自体を将来にわたって地域の資産となる美しいデザインとするため、地域住民の意向を把握したり、専門家を加えた十分な検討を行います。



シンプルで美しく自然環境と調和した橋梁デザイン（甲西橋）

●立体交差部等と周辺景観との調和

- ・立体交差部（オーバースタック、アンダーパス）の斜路の擁壁や橋桁、橋脚、橋台などは、曲面処理を施したり壁面に表情を持たせるなど周辺の景観に配慮します。
- ・歩道橋は、複数の色調を用いるなど威圧感をなくし、地域の特性に応じた色彩とします。
- ・地下横断歩道の出入口部は、他の構造物や付属物との一体的な整備を行い周辺の景観と調和するよう配慮します。

●トンネル等と周辺景観との調和

- ・トンネルやカルバートの坑口周辺は、地域植生に合せた緑化を行い、周辺の景観に調和するよう配慮します。

○道路デザイン指針（案）（国土交通省道路局）
5-3 橋梁・高架橋の設計

※枠内の記述は、ガイドライン本文の内容や趣旨の理解を助けるため、考え方やイメージを事例的に書いたものであり、必ずしも実施すべきものではありません。

●駅前広場における顔づくり

- ★駅前広場は、湖南省の玄関口として、地域の歴史文化などに配慮したデザインとします。
- ★JR 草津線、バス、タクシー、一般車両、歩行者、自転車の結節点として多様な交通機能を相互に調整し、全体として安全でゆったりと歩くことができる歩行者空間となるようにデザインします。
- ★駅前広場は、電線・電柱の関係機関と連携を図りながら電線類の地中化や無電柱化など架線のないすっきりとした空間形成を検討します。
 - ・ベンチ等の休憩施設を設ける場合は、休憩スペースの領域の確保や境界部の植込み等により、休憩施設利用者の快適性を確保します。

※駅前広場は、市民の利用の他、観光客の利用もあるため、東海道や宿場などの地域の歴史文化などに配慮したデザインとします。

※電車、バス、タクシー、一般車両、歩行者など様々な交通が入る空間であることから、乗り継ぎのスムーズさや標識の設置などそれぞれの関係性に配慮しながら、安全で快適な歩行空間となるようなデザインとします。

注) ★印の規定は、重点地区及び重点地区候補地区において必須事項、その他の区域では可能な限り配慮すべき事項



湧水と城下町の歴史に配慮した
駅舎と駅前広場のモニュメント
(越前大野駅 (福井県大野市))



織物と恐竜のまちに配慮した
駅舎と駅前広場のモニュメント
(勝山駅 (福井県勝山市))



石部宿の歴史に配慮した
石部駅前広場のデザイン



交通結節点として機能的かつゆったりと
歩くことができるデザインの駅前広場
(日向市駅 (宮崎県日向市))

(出典：景観形成ガイドライン 都市整備に関する事業一解説編一 国土交通省)

■地域特性、道路の性格に応じた植栽

●市街地の幹線街路の緑化

- ・道路の植栽は、「湖南省都市計画マスタープラン」や「湖南省道路整備計画」などの計画に基づき、道路ネットワーク上の位置付けや沿道の土地利用の特性を踏まえ、市街地内における幹線道路など特に潤い豊かで風格のある道路景観を創出する必要がある路線や、郊外部において周辺の緑と一体となってシンボリックな道路景観を創出する必要がある路線などを対象とします。



両側植樹によるシンボリックな道路景観
(さくら通り (福井県福井市))

●風土性の具現

- ・地域の自然条件に適合した植栽を施すことにより、良好な生育を図るとともに、地域性を表現することとします。
- ・植樹の際には、“湖南省らしさ”を演出することにも配慮し、例えば市の花「サツキ」の仲間の中から地域の植生や手入れの容易さなども含め総合的に勘案して樹種を選定します。

※植栽する際には、地域に自生する植物などを用いることにより、維持管理の費用を抑え、地域らしい景観づくりを行います。

●植栽による景観の向上や調和

- ・市街地ゾーンでは、植栽によって道路空間に潤いを与え、他の要素と一体となって景観の質を向上させます。
- ・地域の骨格を成す道路では、並木等による見通し景観（ビスタ）の形成に努めます。また、道路の規模に応じた街路樹の配置や樹種・樹形を工夫します。
- ・街路樹を植栽する場合は、樹木の生長を考慮した計画的な配置を行います。
- ・擁壁と盛土等の異なる道路構造の間に生じるギャップなどは、植栽を施すなど景観的な緩衝効果により解消します。

※市街地ゾーン内の路線において植栽を行う場合には、ある程度連続的に緑を配置し、沿道の街並みなど周辺景観と一体となって景観の質を向上させるように施します。
※擁壁と盛土等の異なる道路構造の間に生じる景観的なギャップなどは、単一の樹種や整形的な植栽をすることなどによって全体的な景観の連続性の向上を図ります。

※枠内の記述は、ガイドライン本文の内容や趣旨の理解を助けるため、考え方やイメージを事例的に書いたものであり、必ずしも実施すべきものではありません。

●植栽基盤の確保

- ・樹種や立地に応じた植栽基盤を確保し、十分に確保できる見込みがない場所に無理な植樹を行いません。

※例えば、根径の大きい高木植栽を検討する場合には、植栽帯の幅員は3m以上とするのが理想的です。道路幅員に余裕がない場所には高木を用いないなど状況に応じた植栽をします。

●既存樹林・樹木等の保全・活用

- ・既存の樹林・樹木等を現況のまま活用したり、移植して活用するなど、地域性のある樹種などによる大きな景観効果を積極的に活用します。
- ・周辺の表土を保全、活用し、植栽基盤に活用することで地域に相応しい環境・景観を回復します。

※道路整備の際に、現場に生えている樹木等をそのまま、または、近くの樹木を移植して植栽として活用するなど、地域に根差した植栽や緑豊かな沿道景観づくりに努めます。

※道路整備後も法面などにおいて、地域の植生が継承されるように、周辺の表土を活用するなど、地域らしい景観の回復に努めます。



表土を移植し地域の自然環境を復元
(日光宇都宮道路(栃木県))
(出典：道路のデザイン(財)道路環境研究所)



幅員に余裕がなく強剪定を受ける街路樹
景観面の効果は乏しい
(水道道路(東京都世田谷区))
(出典：道路のデザイン(財)道路環境研究所)

【参考】

- 道路デザイン指針(案)(国土交通省道路局) 5-11 植栽の設計
- 景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(国土交通省都市・地域整備局) 街路事業における景観形成 3-5-3 植栽

■周辺の色彩との調和

●素材そのものの色彩を活かす

- ・道路に用いる構造物の色彩は、対象とする構造物の特性、周辺との関係に配慮し、できるだけ素材そのものの色彩を活かし、むやみに凝った色彩としません。

※素材の違いや周辺の景観特性の違いを考慮せずに無理に色彩の統一にこだわるようなことはせず、周囲の色彩と自然に調和するものとするため、できるだけ素材そのものの色彩を活かします。

●無彩色や低明度、低彩度の色を基本とする

- ・周囲の自然の色彩と調和し、無彩色や低明度、低彩度の色を基本とします。

★色彩でアクセントを付けたい場合は、景観アドバイザーなどの意見を聞きます。

※周囲の自然の色彩と調和するものとするため、明るい色や彩度の高い色の使用は避けます。
※部分的にアクセントとして目立つ色を使う場合には、専門家の意見を聞いて慎重に進めます。

●安全面に配慮した色彩の採用

- ・道路標識や安全上目立たさなければならない場所のガードレール等には、彩度の高い目立つ色を使うことを優先させます。

※道路標識や安全上目立たなければならない危険個所のガードレールなど、機能上必要とされる場合には、人工的な青や白など目立つ色を使うことを優先させます。

注) ★印の規定は、重点地区及び重点地区候補地区において必須事項、その他の区域では可能な限り配慮すべき事項



周辺景観との調和を確認しながら色彩を検討することが望ましい

(1号町屋橋(三重県桑名市・朝日町))

(出典:道路のデザイン(財)道路環境研究所)

【参考】

○道路デザイン指針(案)(国土交通省道路局)
5-12 色彩の設計

※枠内の記述は、ガイドライン本文の内容や趣旨の理解を助けるため、考え方やイメージを事例的に書いたものであり、必ずしも実施すべきものではありません。

2. 河川、水路

河川・水路は、上部に空が開けた広がりのあるオープンスペースとして都市の骨格を造るとともに、市民が身近に自然的環境に触れられる場所でもあります。河川や水路の景観は長年にわたる自然の営みや人々との関わりによりつくられてきたものです。

そのため、河川、水路の整備を行う際には、自然環境や地域の生活、歴史、文化と調和した景観づくりを推進していく必要があります。

なかでも、本市の中央部を流れる野洲川は、市民の憩いやスポーツ、レクリエーションの場でもあり、本市の地形や自然の特徴を代表する景観資源です。野洲川に注ぐ中小河川、水路などの水辺と合わせ、自然を基調とした景観づくり、水辺に親しむことができる空間づくりを進めます。

■水辺や緑に触れる快適な景観づくり

・堤防道路などの河川沿いの公共空間を利用して散策路や自転車路のネットワークを形成するなど市民が河川の水辺や緑の潤い、広がりのある空間を存分に味わうことができる空間づくりを進めます。【湖南省景観計画より】

●河川の規模と特徴に合わせた景観づくり

- ・河川改修に際しては、周辺との調和を考慮し、質的必要性に応じて多自然型工法など自然浄化機能の維持向上、景観の質の向上に資する工法で整備します。
- ・水の流れを確保する工夫や落差を活かした酸素を取り入れる工夫、導水等により可能な範囲で水質、水辺環境の向上を図ります。
- ・可能な場所では住民参加によるビオトープ作りを検討します。

※オープンスペースや水辺、緑など河川が有する景観要素を快適な地域景観の形成に有効に活用するため、水や緑に触れ、親しむことができる場としての整備に努めます。

●水辺の散策路や水辺に親しむことができる場所づくり

- ・堤防上の歩道や管理用通路などの空間を活用し、可能な範囲で水辺の散策ネットワークを形成します。
- ・可能な範囲で水辺や周辺の景観資源、緑地・樹木との連携、地域性が感じられるデザイン上の工夫を施します。

★景観重要公共施設である野洲川では、河川敷や堤防空間の整備、親水護岸の整備や樹木の伐採を進め、水辺に親しみやすい河川空間を形成します。

※水系ネットワークとしての河川の特性を活かし、堤防上の歩道などの空間路を活用し、散策やジョギング、サイクリングなど、快適なアクティビティの空間として水辺や緑を楽しむことができる景観形成に努めます。特に景観重要公共施設である野洲川は、市民のシンボルとして良好な景観のオープンスペースの形成に努めます。

注) ★印の規定は、重点地区及び重点地区候補地区において必須事項、その他の区域では可能な限り配慮すべき事項



堤防から水際にかけて緩傾斜が続き、利用しやすい空間となった（阿武隈川（福島県））

（出典：河川景観の形成と保全の考え方 参考資料 国土交通省）

●人々の営みとの関わりや地域性に配慮した景観づくり

- ・ 神社や寺院、祠、集会所など祭礼、イベントで人が集まる場の近くでは、これらの土地利用と連携、調整を図りながら視点場を設けるなど、可能な範囲で水辺の潤いを感じることができる河川景観を形成します。
- ・ 神社などの伝統的な祭礼の場に隣接する場所などでは、護岸に自然素材を活用するなど、人工的で単調さが目立つ素材の使用を極力避けます。
- ・ 水路は、古くから地域と深い関わりをもち、生活環境に大きな影響を与えていることから周辺環境との調和に配慮し、ゆとりある暮らしの景観を創出する水路づくりに努めます。
- ・ せせらぎのある空間づくりに努め、憩いと潤いある水路づくりに努めます。

※神社や寺など昔から人が集まる空間としての役割を担ってきた場所に隣接・近接する河川、水路は、これらの伝統的な空間が有する雰囲気や歴史に配慮し、水と緑の潤いが歴史と一体となって風情が感じられる景観の形成に努めます。

【参考】

○河川景観ガイドライン
（国土交通省河川局）
7-4-2 まちづくりのあり方と
河川景観

※枠内の記述は、ガイドライン本文の内容や趣旨の理解を助けるため、考え方やイメージを事例的に書いたものであり、必ずしも実施すべきものではありません。

■要素のデザイン

- ・護岸工事等を行う場合は、できるだけ石材等の自然素材、またはこれを模したものを用い、可能な限り自然豊かな景観づくりに配慮します。【湖南省景観計画より】

●堤防

- ・高水敷では、人々が集まり、楽しむことができるよう親水性の向上を図ります。
- ・堤防・高水敷では、治水上支障がない範囲において、できる限り緑化を図り、道路から「河川との一体的な眺め」が楽しめるように工夫します。
- ・堤防は延長が長いことから、単調さを避けるため、坂路、階段、植樹等によりリズム、変化を生み出します。
- ・堤内と堤外を繋ぐアクセスやデザイン等により関係づけを行い、河川空間と周辺部との一体化を図ります。

★堤防の上から河川空間や対岸を俯瞰する眺望スペースをデザインします。

※堤防は、河川空間と周辺の境界部であり、河川の印象に大きな影響を及ぼします。また、その長さや地盤の高さなど、存在感のある特徴的な構造物であり、良好な河川景観の形成に有効活用を図ります。



景観に配慮し、階段に鉄道の枕木を利用
(阿武隈川(福島県))

(出典：河川景観の形成と保全の考え方
参考資料国土交通省)

●護岸

- ・ 自然地や田園地などにおける護岸は、多自然川づくりに配慮した護岸を積極的に検討し、流速があまり速くなく、高水敷の幅が広い場合には覆土工法の採用や、緩傾斜法面を形成することによって、自然護岸の再生を可能な限り図ります。
- ・ 市街地の中を流れる都市河川の護岸は、矢板やコンクリート等による人工的な垂直護岸となりがちであるが、可能な限り安全性も兼ね備えた親水護岸の検討を行い、周辺景観との調和を図ります。
- ・ コンクリート護岸では、植生コンクリートや自然石的な化粧型枠の利用やタイルの使用など可能な範囲で表面処理を工夫し、周辺景観との調和を図ります。
- ・ コンクリートブロック護岸では、環境保全型ブロック、魚巣ブロックを使用するなど、可能な範囲で周辺の自然環境における植生、生態系を保全するような護岸に努めます。
- ・ 「地」として控えめな護岸デザインを心掛け、護岸に絵や模様を描くことは避けます。
- ・ 河川が道路や河川管理用通路と接する場合には、防護柵やガードレール等を道路用施設と兼ねて設置するなど、河川と道路が一体となった景観を形成します。
- ・ パラペット方式による嵩上げが必要な場合は、可能な範囲でパラペット部が周辺と調和するようにデザインします。

※護岸は、鉛直方向に立ち上がっており、河川を構成する要素の中でも目を引く特性があります。このため、洪水対策などの安全確保の機能とともに、全体の風景を考慮した自然なデザインや周辺と調和する控えめなデザインとするよう努めます。



石州瓦を埋め込んだパラペットによる嵩上げ（津和野川（島根県））
（出典：河川景観の形成と保全の考え方 参考資料国土交通省）



石積みのパラペットによる嵩上げ（津和野川（島根県））
（出典：河川景観の形成と保全の考え方 参考資料国土交通省）

※枠内の記述は、ガイドライン本文の内容や趣旨の理解を助けるため、考え方やイメージを事例的に書いたものであり、必ずしも実施すべきものではありません。

●親水施設

- ・親水施設を設ける場合は、無理に新たな個性をつくり出そうとせず、現況の河川、地域環境の個性・魅力を尊重し、引き出すことに重点を置きます。
- ・安全性に配慮しながら、水とふれ合うことのできる空間を護岸の適所に設けたり、水面が見える工夫などを行うことにより、親水性のある空間を形成します。
- ・展開される親水活動を踏まえ、その活動をサポートし、活動の幅を広げるような親水施設を導入します。

※河川それぞれの地形や歴史、生態系などから個性を引き出し、地域に因んだデザインの親水施設とするよう努めます。

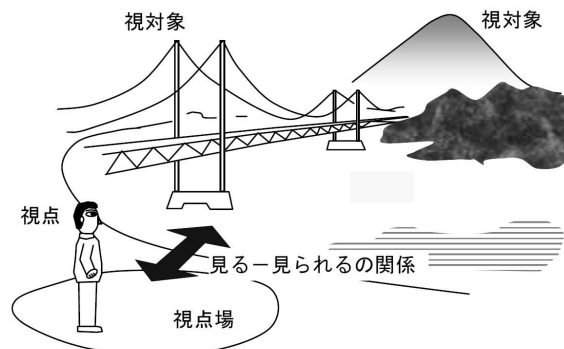
※親水施設でのアクティビティを想定し、その活動の利便性が確保されたデザインや、活動の一層の広がりや深まりを促進するデザインに努めます。

●視点場

- ・視点場を設ける場合は、河川景観の特徴を捉えやすい場所に配置します。
- ・周辺の山並みと水辺をセットで眺めることのできる場所では、快適な視点場を設けることを検討します。
- ・散策路等の動線の中に置き、ネットワークを形成します。
- ・視点場の位置と構成の工夫によって様々な演出を行います。

※河川景観を眺望する場所として、なるべく河川全体が見える場所、河川沿いを散策するなどの動きのある親しみ方を誘導するような場所、四季の自然を感じることが出来たり、囲まれた形状で落ち着いた雰囲気のある場所など、視点場に立つ人が河川を楽しむスポットとして認識できるような魅力的な位置の選定、演出に努めます。

※視点場とは視線をおくる対象である視対象を眺める場所のことです。展望台などの視点場そのものも他の場所からは視対象となることを考慮して整備する必要があります。



●素材

- ・形や大きさが単一の単調なブロック護岸や、のっぺりとした一枚板のようなコンクリート護岸は極力避け、可能な範囲で自然素材を模したものの、多孔質なもの、目地等を施したものなど、自然的な風景の中に馴染むように表情に変化のある護岸とします。
- ・周囲の風景の中で浮き上がって見えることを避けるため、周囲との明度の差を大きくしないようにします。
- ・ベンチ、あずま屋等を設置する場合は、石材、木材またはそれらに類似する風合いを持つ素材を効果的に使用するなど可能な範囲で自然と調和する素材を用います。

※河川工作物として最もよく施工される護岸は、素材の質感や色などが目立たないものを採用するよう努めます。

※ベンチやあずま屋、柵などの設備は、河川の水辺や緑と調和する自然素材、またはそれらに類似する風合いを持つ素材を採用するよう努めます。



自然石を護岸に用いるなど、風景の中に馴染むような素材で仕上げる



防護柵やガードレールを道路用施設と兼ねて設置する



自然石は、色、形、大きさに絶妙なバラツキがあり、護岸の表情が豊かになりつつ、控えめで周囲を引き立て、時間の経過とともに味わいが増す

(出典：河川景観の形成と保全の考え方 参考資料国土交通省)

※枠内の記述は、ガイドライン本文の内容や趣旨の理解を助けるため、考え方やイメージを事例的に書いたものであり、必ずしも実施すべきものではありません。

●農業用水路

- ・水路の線形を計画するにあたり、既存樹木などの自然的な景観要素がある場合は、可能な範囲でその要素を保全するよう努めます。
- ・水路の線形は、周辺の山々などの眺望的な景観要素の見え方に配慮します。
- ・できる限り自然素材を使用し、生物の生息環境に配慮します。



自然素材を用いて景観に配慮した農業用水

【参考】

○河川景観ガイドライン（国土交通省河川局）
8-5 要素のデザイン

■景観重要公共施設（野洲川）の整備に関する事項（景観法第8条第2項第4号ロ関係）

・水と緑の潤い豊かなオープンスペースとなるよう、整備を行う場合は以下の事項に配慮することとします。

- ①河川護岸は、できる限り自然に馴染む仕上げとし、安全性、快適性に配慮することとします。
- ②河川敷地に工作物等を設置する際は、周囲から突出するような意匠を避けるとともに、規模や設置位置等を工夫するよう努めることとします。
色彩は次のとおりとします。

色 相	彩度	明度
	上限値	下限値
0.1R～10G	6以下	3以上
0.1BG～10RP	3以下	3以上
無彩色	—	3以上

※ただし、法令で色彩が規定されている場合や、公益上・機能上やむを得ない場合は、この限りではありません。

- ③水と緑の潤い豊かな河川空間の保全、形成に努めることとします。

■景観重要公共施設（野洲川）の占用許可の基準（景観法第8条第2項第4号ハ関係）

・工作物の占用等を行う場合は、以下の事項に配慮することとします。

- ①工作物等を設置する場合には、周囲の自然景観との調和や眺望に配慮した規模や位置となるように努めることとします。
- ②工作物等は、周囲から突出するような意匠を避けるよう努めることとします。
色彩は次のとおりとします。

色 相	彩度	明度
	上限値	下限値
0.1R～10G	6以下	3以上
0.1BG～10RP	3以下	3以上
無彩色	—	3以上

※ただし、法令で色彩が規定されている場合や、公益上・機能上やむを得ない場合は、この限りではありません。

- ③外装に使用する素材は、できる限り経年変化により質の低下や見苦しいものにならないような耐久性のあるものを使用するよう努めることとします。また、適切な維持管理に努めることとします。

※枠内の記述は、ガイドライン本文の内容や趣旨の理解を助けるため、考え方やイメージを事例的に書いたものであり、必ずしも実施すべきものではありません。

■協働による良好な水辺景観の維持管理

- ・ゴミの不法投棄の防止や水辺の生態系の保全、雑草の刈り払い等の河川管理者と市民等が協働して適正な維持管理を図ります。【湖南省景観計画より】

●住民等関係者の意向の反映

- ・河川および水路の大規模な改修に際しては、計画段階から周辺住民等への説明、意向把握の機会を設け、河川、水路への関心を高め、可能な範囲で住民等の意向の反映に努めます。

※身近な水辺の景観要素である河川、水路の整備は、地域の景観に影響を与えることから、計画段階から整備後の姿について周辺住民等と認識の共有化を図り、可能な範囲で、地域住民の記憶とともにある河川景観を継承するなど、親しまれる河川、水路づくりに努めます。

●地域の共有の資産として協働で景観を維持

- ・ゴミの不法投棄の防止や清掃、河道や堤防の雑草の刈り払いなどの維持管理を地域住民等と協働で行い、共有の資産として良好な水辺環境を維持するよう努めます。
- ・水生生物の観察会やホタルの鑑賞会など、水辺に親しむとともに河川行政への理解を深める機会として、地域住民等による水辺活用の活動を支援します。

※地域共有の資産として、河川、水路の日常的な維持管理に、地域住民の積極的、主体的な参画が得られるよう、参画しやすい仕組みづくりに努めます。

※河川、水路への関心、理解を深め、愛着が醸成されることにより、共有の資産として水質の保全や維持管理への住民等の積極的な参画が期待されることから、地域住民による水辺を親しむ機会の創出を促進します。

【参考】

○河川景観ガイドライン（国土交通省河川局）
4-2 景観形成におけるパートナーシップ

3. 公園、緑地等

公園は、そこを訪れ、集い、憩う人々にとってより良い空間であることが、その価値の本質であり、良好な景観形成は公園整備の目的の一つです。

良好な公園、緑地は、地域の緑の核として、地域の特性や四季の変化を活かしながら、時間の経過とともに風格と味わいが増すような豊かな緑の創出と既に良好な景観を形成している樹木の保全が重要です。

また、周辺の道路等との連続性を工夫することで、周辺環境の一層の改善が図られます。

■地形や植生、水辺の活用

- ・市民等に気軽に利用される施設として、特徴的な緑や水辺づくりを積極的に進めます。
- ・地域の特性を活かしたものの、四季の移ろいを感じさせるもの、環境学習の要素を有するもの等、市民等利用者に親しまれる施設として園内の演出を行います。【湖南省景観計画より】

●眺望等を損なわない配慮

- ・背景に山並みへの眺望やシンボルツリーを有する位置に立地する場合は、スカイラインの連続性を損なわないよう配慮するなど眺望と調和した景観を形成します。
- ・地域の特徴的な景観が得られる場所では、その景観を快適に眺められる視点場を確保するとともに、その眺めを阻害しないよう公園施設や植栽の適切な配置を検討します。

※背景に山の稜線がある場合やシンボルツリーがある場合には、遊具やトイレなどを設置する際に、これらへの眺望と調和するように配慮します。



スカイラインやシンボルツリーの眺望を遮る施設は作らない（湖南省平松 ウツクシマツ自生地）

※枠内の記述は、ガイドライン本文の内容や趣旨の理解を助けるため、考え方やイメージを事例的に書いたものであり、必ずしも実施すべきものではありません。

●園内の動植物の活用

- ・園内の植生や水辺等の条件を十分把握し、生息環境を保全・創出することにより、園内に生息する動植物を積極的に取り込み、四季の変化や動きを景観形成に活用します。

※公園内の植物や昆虫などの動植物の活動状況（例えば、花が咲く時期、ホタルが飛ぶ時期など）や景観に与える影響に配慮し、再整備等の際には、これらの特徴を損なわないように配慮するとともに、可能な範囲で特徴をさらに活かす整備に努めます。

- ・気候風土や土壌条件等に合った樹種を採用し、将来にわたって地域に馴染む景観形成、管理負担の軽減を図ります。

※地域らしさを感じられる景観づくりの観点や維持管理の負担の軽減の観点から、植樹などの際には、在来の樹種の採用に努めます。

●市街地にある公園での水と緑の創出

- ・市街地にある公園において自然を感じられる空間として、植物や水辺等の導入を検討します。
- ・植樹の際には、“湖南省らしさ”を演出することにも配慮し、なるべく例えば市の花「サツキ」の仲間の中から地域の植生や手入れの容易さなども含め総合的に勘案して樹種を選定します。

※木陰を生み出す樹木の植樹や花壇、噴水やせせらぎなど、自然の潤いを感じることができる水と緑の創出に努めます。

●水辺景観の活用

- ・公園に隣接する河川や水路の水辺を景観資源として積極的に活用します。また、水景を望む視点場を創出します。

※公園に隣接して河川や水路がある場合は、安全に十分配慮しつつ、公園内にもせせらぎを設けたり、水辺を好む植物を取り込むなど、景観的な一体性が感じられるよう配慮します。また、隣接する河川、水路を眺め、楽しむことができる視点場の創出に努めます。



公園に隣接した河川景観と一体となった公園
(湖南省橘子袋 どんどん公園)

●樹木の生長による景観変化に留意

- ・時間の経過に伴う樹木の生長に配慮し、設計段階から時間変化を見越したイメージを持って植栽設計に反映させます。
- ・植栽スペースが十分に確保できる場合には、大径木となる樹種をシンボルツリーとして植えるなど、積極的に大きな緑がもたらす癒しなどの効果を活用します。

※樹木の生長を前提に、適切な選定などの維持管理の在り方についても計画・設計時から考慮に入れた植樹、植栽に努めます。

※大規模な公園で植栽スペースが十分に確保できる場合には、公園や地域のシンボルとなりうる大きく育つ樹木を植樹し、利用者、地域住民の愛着を醸成するよう努めます。

【参考】

○景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」
(国土交通省都市・地域整備局)

都市公園事業

4-1-2 都市公園の景観特性

4-2 都市公園事業における景観形成の5つの
視点

4-4-2 設計・施工段階

※枠内の記述は、ガイドライン本文の内容や趣旨の理解を助けるため、考え方やイメージを事例的に書いたものであり、必ずしも実施すべきものではありません。

■景観に配慮した公園施設のデザイン

- ・遊具などの公園施設や、素材や色彩、形態、耐久・耐候性に配慮し、良好な景観づくりを進めます。【湖南省景観計画より】

●公園施設のデザイン配慮

- ・倉庫やトイレ、各種設備等、機能上公園内に必要な施設が景観的な阻害要因とならないように、景観に配慮したデザインとしたり、公園の中心部や主要な出入り口付近等の目立つ場所への配置を避けたり、植栽などによる遮へい措置を施します。

※公園内に設置される倉庫やトイレなどが景観を損なわないように、全体的な景観に配慮したデザインとするよう努めます。

※倉庫などの管理施設については、なるべく目立たない位置に配置したり、植樹、植栽などによってなるべく目立たないようにするよう努めます。

●大規模な施設はシンボル性を持たせる

- ・大規模な建築物や構造物を建設する際は、配置、形態、色彩、素材、修景植栽等を工夫するとともに、周辺との調和に十分配慮しつつ新たなランドマークとして質の高いデザインとします。

※公園内に大規模な遊具や体育館などを建設する際には、特に周辺の景観との調和に配慮した配置、形態、色彩、素材とするよう努めます。

●駐車場等の配慮

- ・駐車場や駐輪場を整備する場合は、周辺から目立たないような配置や周辺道路との高低差による遮へい、周辺に植栽するなど工夫をします。

※駐車場を緑で囲ったり、路面の一部を緑化するなど、アスファルトやコンクリートの人工的な舗装が一面に単調に広がるような景観を避けるよう努めます。



緑化などにより駐車場が目立たないような工夫をする
(湖南省中央 森北公園)

●イベント広場の平時の景観への配慮

- ・利用のない平時のイベント空間や野外ステージ等が殺風景とならないように、芝生の広場として整備したり、通路と一体的に整備するなど、イベント開催時と平時の両方の景観に配慮します。

※野外ステージ等は、通常、利用する日数よりも利用しない日数が多くなるため、芝生の広場として、通路と一体的に整備して、平時も利用しやすくするなど、利用しない日の景観が殺風景で閑散とした印象とならないよう努めます。

【参考】

○景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」
(国土交通省都市・地域整備局)

都市公園事業

4-4-2 設計・施工段階

■広がりや変化の活用

●園内の動きを活かした景観づくり

- ・園路に沿って歩きながら、様々な景観の変化を味わうことができるなど、公園の広がりの中の動きを意識した演出で印象深い景観を創出します。

※例えば、園路に沿って歩くと樹林に囲まれた区間や一面のお花畑が広がる区間、池の脇を進む区間があるなど、大規模な公園では様々なシーンを楽しめるような景観の創出に努めます。

●季節や時間による変化の活用

- ・花や紅葉、野鳥などの四季の景観変化を感じることができる景観を創出します。夕日や夜景など、特定の時間帯に現れる景観を楽しむ景観の創出に努めます。

※例えば、春の桜や新緑、秋の紅葉など季節の移ろいを感じさせる景観や、夜間のライトアップ、月や星を眺める展望所など、時間による変化を意識した景観の創出に努めます。

●花や水等による魅力の形成

- ・大規模な花壇や樹形が美しいシンボルツリー、大きな噴水など、公園ならではの演出を行い、印象深い景観を創出します。

※大規模な花壇や大型のシンボルツリー、噴水などは、広がりのある公園以外では難しい景観要素であり、大規模公園ではこれらの公園ならではの景観の創出に努めます。

【参考】

○景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」
(国土交通省都市・地域整備局)

都市公園事業

4-4-2 設計・施工段階

※枠内の記述は、ガイドライン本文の内容や趣旨の理解を助けるため、考え方やイメージを事例的に書いたものであり、必ずしも実施すべきものではありません。

■外部からの見え方への配慮

●量感のある緑の形成

- ・周囲から見られやすい場所に効果的に高木を配置するなど、緑豊かな都市景観の形成に努めます。

※公園の中からだけでなく、周辺の景観にも公園内の緑の効果を波及させるため、周囲から見られやすい場所に効果的に高木を配置するなど、都市全体の景観への寄与に配慮するよう努めます。

●周辺施設との調和、連続性の創出

- ・周辺の河川との繋がりを感じさせる池などの水系施設の設置や、前面道路の植栽と園内の植栽に連続性を持たせたり、隣接する公共施設の外構と公園を一体的にデザインするなど、より広がりを感じる景観を創出します。
- ・植樹の際には、例えば市の花「サツキ」の仲間の中から地域の植生や手入れの容易さなども含め総合的に勘案して樹種を選定し、市内の植樹の統一感の演出にも配慮します。

※例えば、外周部のフェンスが目立つ景観となったり、隣接する施設と全く異なるデザインとなるようなことは避け、周辺との景観的な調和、連続性に配慮するよう努めます。



周辺の施設との調和に配慮し、緑豊かな都市景観の形成
(湖南省中央 森北公園)

【参考】

○景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」
(国土交通省都市・地域整備局)

都市公園事業

4-4-2 設計・施工段階

■地域の歴史や営みとの調和

●歴史的街並みへの配慮

★東海道の街並みや古くからの集落内の家並みと調和した公園整備とします。特に、出入口や周囲の囲いなど境界部の色彩や素材感に配慮します。

★公園内の各種設備や施設は、周辺の街並みと調和した色彩や素材感とします。

※周辺の景観特性と調和した公園づくりに努め、東海道の街並みなど和風の建物が多く独特の景観を形作っている地域などでは、和風を感じさせる囲いや設備の色彩、素材感とするなど特に調和に配慮します。



周辺の街並みと調和した広場空間の整備
(湖西市石部 道の辺広場)

注) ★印の規定は、重点地区及び重点地区候補地区において必須事項、その他の区域では可能な限り配慮すべき事項

【参考】

○景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」
(国土交通省都市・地域整備局)

都市公園事業

4-2 都市公園事業における景観形成の5つの
視点

※枠内の記述は、ガイドライン本文の内容や趣旨の理解を助けるため、考え方やイメージを事例的に書いたものであり、必ずしも実施すべきものではありません。

■協働による景観形成、維持管理

- ・公園管理者と利用者等が協働して公園施設や樹木、植栽等の適正な維持管理を図ります。

【湖南省景観計画より】

●住民等関係者の意向の反映

- ・計画段階から周辺住民や利用者層の参画を得て意向把握を行い、公園のデザインに反映させるなど、公園・広場への関心を高め、整備後の積極的な利用、主体的な景観づくり、維持管理活動に参画する意識を醸成します。

※市民の積極的な公園利用、維持管理への参画を促進するためにも、公園への関心を高めることが重要であり、新規整備や再整備の計画段階において周辺住民や利用者層の意向把握やデザインへの反映に努めます。

●地域の共有の資産として協働で景観を維持

- ★地域住民共有の憩いや活動の場となるオープンスペースとして、清掃や美観維持活動などに協働で取り組むことを働きかけます。

※共有の資産である公園を様々な活動の場として最大限に有効活用いただくためにも、快適で利用しやすい公園づくりに向けて、日常的な維持管理などに地域住民等と協働で取り組むよう努めます。



市民による花壇づくり
(野洲川親水公園サポーター)

注) ★印の規定は、重点地区及び重点地区候補地区において必須事項、その他の区域では可能な限り配慮すべき事項

【参考】

○景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」
(国土交通省都市・地域整備局)
都市公園事業
4-5 景観形成の体制や仕組みづくり

■ふれあい公園の整備を通じた景観形成

(開発事業者から帰属されるものに対する配慮事項)

●配置上の配慮

- ・公園が有するスペースとしての景観特性や人々が集い、憩う姿が見える場としての景観特性を地域の景観形成に活かすため、ふれあい公園の配置は、開発区域内のできるだけ人通りの多い場所とします。

※宅地としての利用に向かないなどの理由だけでふれあい公園の位置を決定するのではなく、公園としての利用しやすさ、地域景観のアクセントとしての効果を十分に考慮して位置を決定します。

●周辺からの見え方

- ・道路など周辺から見る際に、公園が良好な景観形成の要素となるよう、境界部の緑化や周辺景観との調和を図ります。
 - ・外周部に柵等を設置する場合は、周辺の街並みとの調和に配慮した色彩とします。また、耐久性なども考慮し、安易に安価であるという理由のみで資材の選択を行わないように努めます。
- ★特に、東海道の街並みや古くからの集落内の家並みに面する場合には、和風の街並みに配慮した囲いや色彩を用い、素材感にも配慮します。

※地域住民共有の資産として、好ましい雰囲気が感じられる景観要素となるよう緑化や周辺景観との調和に配慮します。

※例えば、和風の街並みが残る地区では、木造の家屋や板塀などに調和した色彩、素材感の境界部としたり、公園内のベンチ等の設備のデザインや色彩を和風のものにするなどの配慮に努めます。



周辺との調和に配慮し落ち着いた色彩のフェンスを採用（左：グレーベージュ、右：ダークブラウン）

※枠内の記述は、ガイドライン本文の内容や趣旨の理解を助けるため、考え方やイメージを事例的に書いたものであり、必ずしも実施すべきものではありません。

4. 水道、下水道

水道及び下水道は、安心・安全、健康で快適な生活や産業経済活動を支えるライフラインとして欠かすことのできない社会基盤です。

水道施設及び下水道施設は、その特性上目に触れにくい存在ではありますが、生活圏で目に触れる物においては、地域に馴染むデザインとすることが求められます。

■構造物における景観への配慮

●周辺景観との調和

- 水管橋や橋梁に添架する送水管等は、本来、機能性とメンテナンス性を優先した無機質な施設であるため、標準仕様または二次製品の使用を原則とするが、可能な範囲で周辺景観に調和する色彩等に配慮します。
- 浄水施設やポンプ場などの建屋の建築または改築を行う場合には、高さや形態、色彩等が周辺の景観と調和するよう可能な範囲で配慮します。また、構造物の設置や更新等を行う際には、標準仕様または二次製品の使用を原則とするが、可能な範囲で高さや形態、色彩等が周辺の景観と調和するよう配慮します。
- 敷地の外周部などに柵等を設置する場合は、安全確保など設置目的を最優先したうえで、可能な範囲で高さや素材、色彩等が周辺の景観と調和するよう配慮します。

※浄水場、配水池などの給水施設は、大きなタンクなど構造物が設置されることから、落ち着いた色彩とする等、周辺の景観との調和に配慮し、プラント的なイメージの緩和に努めます。
※敷地の外周部などに門扉や柵等を設置する場合は、異質感や圧迫感等を与えることのないように色彩等の配慮に努めます。



周辺の景観に配慮し、プラント的なイメージを避けたポンプ場
(京都市)

■その他の水道、下水道施設における景観への配慮

●マンホール蓋

・デザインマンホール蓋を採用する際は、地域の特徴を図柄で表したデザインとします。

●水門・樋門等

・水門・樋門等の施設は、安全確保など施設の設置目的を最優先したうえで、可能な範囲で形態、意匠、素材や色彩が地域の特性や周辺の河川景観に調和するよう配慮します。



市を象徴するデザインを取り込んだ市下水道用マンホール蓋
(左：旧甲西町区域で使用、右：旧石部町区域で使用)

【参考】

○景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」
(国土交通省都市・地域整備局)

下水道事業

5-3 下水処理場等における景観形成

5-4 その他の下水道施設における景観形成

※枠内の記述は、ガイドライン本文の内容や趣旨の理解を助けるため、考え方やイメージを事例的に書いたものであり、必ずしも実施すべきものではありません。

5. 公共建築物

公共建築物は、多くの市民が利用する人目に留まる施設であり、一般の住宅などよりも規模が大きく、周辺の景観に影響を及ぼす施設となります。このため、周辺の景観との調和、良好な景観づくりのモデルとなるデザインとすることが求められます。

公共建築物の整備等の際には、湖南省景観計画に定められている景観形成基準を順守するだけでなく、民間建築物の規範となるよう良好な景観形成に寄与するよう努めます。

■敷地内における位置

●敷地境界線からの後退

- ・ゆとりある景観を形成するため、建築物の周囲にできるだけ多くの空地を確保します。
- ・特に、建築物の高さが15mを超えるような中高層以上の建築物は、周辺に対する威圧感、圧迫感を軽減するため、敷地境界線からできるだけ多く後退したり、高さを段階的に変化させるよう工夫します。
- ★野洲川及び国道1号バイパス周辺地区では、建築物を敷地境界線から4m以上後退させ、敷地内の空地には植栽等を施します。
- ★空地に駐車スペースを設ける場合は、周辺を植栽するなど潤いのある景観づくりに努めます。

※公共建築物は、戸建て住宅などと比べて、規模が大きく階数も多くなる傾向にあります。周辺への圧迫感や景観面での影響を抑えるため、建築物は敷地境界線からできるだけ後退させ、植栽などにより影響を緩和、良好な景観づくりに貢献します。

●釣り合いの良い建物配置

- ・敷地の形状や高低差、周辺の建築物の規模、配置、敷地内の既存の建築物など、敷地とその周辺の条件と、建築しようとする建築物のボリュームを勘案して釣り合い良く配置します。
- ★東海道の沿道や湖南三山周辺の集落などでは、街並みの連続性に配慮した配置や塀などによる連続性の確保などの工夫をします。

※敷地内の位置とあわせて建築物のボリュームの配置も総合的に検討することにより、まとまりや美しさを感じる配置とします。

注) ★印の規定は、重点地区及び重点地区候補地区において必須事項、その他の区域では可能な限り配慮すべき事項



建築物を釣り合い良く配置し、山並みの稜線との調和を図っている道の駅
(栃木県)

(出典：住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン 国土交通省)

■形態

●屋根の形状

- ・周辺の建築物の屋根の多くを勾配屋根が占める場合は、屋根の形状を勾配屋根としたり、パラペット部の形状を勾配屋根を模したものとするなど、周辺の景観との調和を図ります。
 - ・背後に山稜や樹林地が見える敷地では、これらの自然景観と調和する勾配屋根とするよう努めます。
 - ・屋根の勾配は、2/10～7/10の範囲とし、比較的小規模な建築物は4/10～5/10の範囲とするよう努めます。
 - ・特に、必要性がある場合や良好な景観形成に大きく寄与する場合を除き、片流れ屋根を採用することは避けます。
- ★周辺に農地が広がる田園的景観の地域や東海道の沿道、湖南三山周辺の集落などでは、勾配屋根とし、日本瓦葺きまたはそれを模した仕上げとします。

※屋根の形状や仕上げは、建築物の印象に大きく作用します。できるだけ勾配屋根の採用に努め、周辺景観との調和を図るとともに、民間建築物のモデルとなるデザインを採用します。
※重点地区及び重点地区候補地区では、例えば、周辺の屋根瓦と同一の色彩で塗装された金属葺きなどが考えられますが、新たな素材の登場や当該事業の個別の事情などを総合的に勘案し、上記の事例に拘らずに、周辺の伝統的な屋根の形状と違和感なく馴染む仕上げとします。



周辺の街並みに合わせ、日本瓦葺きの勾配屋根としている
(湖南省 ふれあいの館)

●屋上の設備、工作物

- ・太陽光パネル等を屋上に設置する場合は、公共の場所から望見されない位置に設置したり、パラペットやルーバー等で遮へいを行う、または、屋根一体型のもので太陽光パネル等と周辺の景観の調和が図られ、他のモデルとなる優れたデザインとします。
 - ・他の設備についても、公共の場所からできるだけ望見されない位置に設けるとともに、建築物との一体化を図ります。
- ★周辺に農地が広がる田園的景観の地域や東海道の沿道、湖南三山周辺の集落などでは、建築物の屋上に設備、工作物は設けず、すっきりとした屋根のデザインとします。

※屋上の設備、工作物は異形な印象や違和感を与える要因となりがちです。このため、できるだけ設置を避けたり、やむ得ず設置する場合は、望見されない場所に設ける、一体化を図るなどの工夫を凝らします。

注) ★印の規定は、重点地区及び重点地区候補地区において必須事項、その他の区域では可能な限り配慮すべき事項

※枠内の記述は、ガイドライン本文の内容や趣旨の理解を助けるため、考え方やイメージを事例的に書いたものであり、必ずしも実施すべきものではありません。

■意匠

●市民等に親しまれる意匠

- ・施設の機能に応じて風格が感じられる意匠が求められる場合においても、市民等が親しみやすい印象を併せ持つ意匠とするよう努めます。

※一般的に議場を含む庁舎や図書館などの文化施設では、風格が感じられるデザインが求められますが、単に重々しいだけでなく、誰もが気軽に集うことができる親しみやすいデザインとします。

●圧迫感や単調さの軽減

- ・大規模で平滑な壁面は、圧迫感や単調な印象を与えるため、建築物の分節や開口部の配置、壁面の素材や色彩の変化等による陰影効果を用いるなど、意匠上の工夫を凝らします。

※公共建築物には、大規模な施設が多くありますが、圧迫感や単調な印象を与えないように、雁行配置（がんこうはいち）とするなど分節したり、開口部を設けるなどの工夫をします。

●建築物全体のまとまり

- ・開口部の配置や色彩の変化にリズムを持たせるなど建築物全体でまとまりのある意匠とします。
- ・大規模な公共施設では、駐車場が分散し正面以外の出入口も多くの人々が利用する可能性があります。正面だけでなく、側面や裏側も正面とバランスのとれたまとまりのあるデザインとします。
- ★エアコンの室外機などの設備は、更新の容易性も考慮した上で、色彩や遮へい措置などにより建築物との一体化を図ります。

※特に、大規模建築物では、付属の建築物、設備なども含めて一体的にデザインし、全体としてのまとまり、統一感のある景観とします。
※将来的な設備の更新の容易性、統一感の維持も考慮してデザインします。

注) ★印の規定は、重点地区及び重点地区候補地区において必須事項、その他の区域では可能な限り配慮すべき事項



大きな壁面が圧迫感や単調な印象を与えないように開口部のリズムカルな配置や色彩の変化で工夫している

(北海道 八雲地方合同庁舎)

(出典:官庁営繕事業における景観形成ガイドライン 国土交通省)

■色彩

●落ち着いた色彩

- ・基調色はできるだけ落ち着いた色彩を用いることとし、景観基準に定められている色彩よりも一段階以上彩度が低く、明度が高い範囲の色彩とします。ただし、漆喰壁の白や屋根瓦のシルバークレー、格子に塗られたべんがらの色等、地域で伝統的に使われている色彩と調和させる場合は、この限りではありません。
- ・周辺の色相との調和に配慮し、特に屋根については、周辺の建築物の屋根の色相と調和するよう配慮します。

★東海道の沿道や湖南三山周辺の集落などでは、周辺の伝統的な色彩を踏襲します。

※景観基準を順守するだけでなく、周辺の景観、建築物の色相を調査し、民間建築物のモデルとなるよう落ち着いた色彩を採用します。

●修繕や模様替えに合わせた色彩の調和

- ・既存の公共建築物の修繕や模様替えに合わせ、周辺の景観と調和する落ち着いた色彩への改善を検討します。ただし、地域住民等に長年親しまれている建築物として色彩を大幅に変更することが望まれない場合などは、この限りではありません。

★東海道の沿道や湖南三山周辺の集落などでは、周辺の伝統的な色彩を踏襲します。

※修繕等のタイミングに合わせ、より落ち着いた色彩への改善を検討します。地域住民等が従前の色彩に愛着を持ち、色彩の変更を望まない場合などは、従前の色彩イメージを継承します。

色相	山地丘陵地ゾーン		田園ゾーン・市街地ゾーン	
	彩度	明度	彩度	明度
	上限値	下限値	上限値	下限値
0.1R～10G	2以下	4以上	5以下	4以上
0.1BG～10RP	2以下	4以上	2以下	4以上
無彩色	—	4以上	—	4以上

※色彩については、マンセル表色系（JIS Z 8721）

※屋根の基調色は、彩度のみの適用とします。

※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りではありません。

注）★印の規定は、重点地区及び重点地区候補地区において必須事項、その他の区域では可能な限り配慮すべき事項



落ち着いた色彩で全体をまとめている
（北海道 室蘭法務総合庁舎）

（出典：官庁営繕事業における景観形成ガイドライン 国土交通省）

※枠内の記述は、ガイドライン本文の内容や趣旨の理解を助けるため、考え方やイメージを事例的に書いたものであり、必ずしも実施すべきものではありません。

■素材

●周辺の景観と調和し、温かみを感じる素材感

- ・耐久性や耐候性などに配慮しつつ周辺の景観や建築物との調和に配慮して外装材の素材を選定します。
 - ・外壁や屋根に用いる素材は、汚れが目立たず維持管理がしやすく、また、時間が経過するにつれ味わい深い表情となるようなものを選択するよう努めます。
 - ・低層の建築物は、周辺から屋根の素材が望見されやすいため、周辺の建築物の屋根との調和に配慮し、瓦屋根やそれを模した色彩・意匠の素材を用いるよう努めます。
 - ・採光や明るく開かれた雰囲気のある建築物とするため、ガラスなどの素材を多用する場合においても、冷たい印象とならないように他の部分の素材や意匠の面で十分に配慮します。
 - ・敷地条件などにより擁壁を設ける場合は、分割などによって高さを抑えるなど圧迫感を軽減するとともに、石材やこれを模したものを用いたり緑化措置を行い、より自然な印象を与える工夫をします。
 - ・公共建築物における木材利用の促進が求められており、また、技術の進展と技術基準の見直しにより4階建の木造建築物も実現可能となる見込みであることから、今後、建築物全体、または、一部に木造を採用する公共建築物が広がる可能性があります。このような木造の公共建築物では、外装材においても木材やこれを模した素材を用いるよう努めます。
- ★東海道の沿道や湖南三山周辺の集落などでは、日本瓦や漆喰、板壁など周辺の街並みと調和する素材の採用を積極的に検討します。

※技術の進展によりCLT（クロスラミネイトティンバー）など高強度の木質素材が誕生しており、国はその普及に向けて技術基準の見直しを進めています。木造の公共建築物では、構造躯体だけでなく外観についても木材を取り入れ、木造建築物であることが分かりやすいデザインとします。

※屋根の形状や素材は、建築物の印象に大きく作用します。低層建築物は、周辺から屋根が望見されやすいため、周辺の建築物と調和する素材を用いるよう努めます。

※例えば、ガラスを幅広く多用する場合は腰壁を設けたり、階高全体をガラス面にする場合はスリット状に用いたり、他の部分で温かみを感じさせる素材を用いるなどの配慮をします。

※擁壁を設ける場合は、人工的な印象や圧迫感を与えないように、自然な傾斜や石材の利用、緑化を施すなど工夫します。

注) ★印の規定は、重点地区及び重点地区候補地区において必須事項、その他の区域では可能な限り配慮すべき事項



軒の出、けらばの深い瓦屋根、地場産の木材を取り入れている
(高知県 伊野税務署)
(出典：官庁営繕事業における景観形成ガイドライン 国土交通省)

■敷地の緑化措置

●できるだけ多くの緑量を確保

- ・建築物による圧迫感や威圧感を緩和させる為、緑地または緑化スペースを確保し、緑による潤いや季節感が感じられる景観づくりに努めます。
- ・民間施設が緑化する際の参考となるよう、高木、中木、低木、生垣、グラウンドカバープラント、花壇など、できるだけ多様な方法を用いて緑化のアイデアを提示するよう努めます。
- ・植栽スペースに限りがある場合などは、屋上や壁面、バルコニーなどの緑化の工夫により緑量を確保することも検討します。

※景観基準の順守にとどまらず、敷地内にできるだけ多くの緑量を確保するとともに、多様な方法を用いて民間の建築行為等の参考となるような緑化のアイデアを示すよう努めます。

●良好な街並みづくりに寄与する質の高い緑化

- ・敷地規模や植栽基盤などの条件も考慮しながら、時を経て市民等に親しまれるシンボルツリーとなりうる高木の植栽を積極的に検討します。
- ・建築物の敷地や駐車場の外周部は、フェンス状の柵を避け、生垣により緑化するなど、うまい豊かな街並みづくりに貢献します。柵が必要な場合は、柵の位置を敷地境界から後退して設置し、後退した部分を緑化するなどの工夫をします。
- ・大規模な駐車場を設ける場合は、外周部の緑化だけでなく、駐車場内においても木陰をつくる樹木を植樹したり、花壇や低木による分節、路面の一部緑化などによるアスファルトの照り返しの低減などに努めます。
- ・植樹の際には、“湖南省らしさ”を演出することにも配慮し、例えば市の花「サツキ」の仲間の中から地域の植生や手入れの容易さなども含め総合的に勘案して樹種を選定します。

※前面の道路など周辺の公共の空間から緑が視野に入り、良好な街並みづくりに貢献するよう敷地境界線を緑化するなど質の高い緑化に努めます。

※大規模な駐車場は、アスファルト等の人工的な舗装が一面に単調に広がるような景観を避け、各所に植樹や路面の緑化を施すなどの工夫に努めます。



歩道と一体となった緑化、建物緑化
(沖縄県 那覇第2地方合同庁舎)

(出典：官庁営繕事業における景観形成ガイドライン 国土交通省)



高木、中木、低木を組み合わせ豊富な植栽により緑豊かな景観を形成
(神奈川県 相模原市立博物館)

(出典：住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン 国土交通省)

※枠内の記述は、ガイドライン本文の内容や趣旨の理解を助けるため、考え方やイメージを事例的に書いたものであり、必ずしも実施すべきものではありません。

●良好な緑地の維持管理

- ・持続的な維持管理や生物多様性の保全の観点から、環境に適合した在来種を中心とする植樹、緑化に努めます。
- ・敷地内の花壇を活用して花壇づくり・ガーデニングの市民講座を開催したり、企業による社会貢献の場を提供するなど、市民等が公共施設の維持管理に関わり、親しむ機会の創出に努めます。

※病虫害や気候風土への適応性など維持管理がしやすく、地域の植生、生態系に影響を与えない在来種を中心とする植樹、緑化に努めます。

※民間の敷地の緑化促進や市民共有の資産である公共施設に対する愛着の醸成などの観点から、敷地内の樹木や緑地、花壇などを活用して市民とともに緑化や緑のメンテナンスをする機会の創出に努めます。

■樹木等の保全措置

●樹木の保全、活用

- ・敷地内の樹木は、可能な限り保全し、建築物の配置などの関係上、そのまま保全することが困難な場合は、可能な限り移植などによる活用に努め、伐採は必要最低限にとどめます。
- ・公共建築物の移転や廃止などに伴う跡地における樹木のうち、周辺住民等に親しまれ、愛着を感じるものについては、跡地利用の際にも保全するよう働きかけます。

※公共建築物の新築や増改築の際には、敷地内の樹木をできる限り保全するよう努め、伐採は必要最低限とします。

※施設の統廃合などにより、公共建築物の移転や廃止を行う場合は、敷地内の樹木のうち、樹形が美しいものや周辺住民等に親しまれているものなどを保全するよう、跡地利用者に働きかけることとし、必要に応じて景観重要樹木の指定などを検討します。



既存樹木を極力保全し、緑青銅板葺や瓦葺屋根の樹林に溶け込むデザインを採用
(左：東京都 皇居外苑、右：京都府 京都御苑堺町公衆トイレ)
(出典：官庁営繕事業における景観形成ガイドライン 国土交通省)

第3章 進め方

1. 良好な景観形成を図るための事業の進め方

(1) 計画段階

計画の内容が地域の景観と調和し、さらには地域の景観を先導しうるものとなるよう事前に確認を行うことが重要です。

そのためには、地域の特性を把握し、計画の早い段階から当ガイドラインの「公共施設による景観づくりの基本的な考え方」に基づき、より効果的に良好な景観形成を図ることとします。

(2) 施工段階

施工中に設置される現場事務所・仮囲い等の仮設についても、できる限り周辺の景観に配慮したデザインとするよう検討することとします。

(3) 事業完了段階

事業の実施主体は、事業完了時に景観形成への取り組みを振り返り、課題を明らかにすることによって、類似事業へのフィードバックや維持管理など、利用者や施設管理者の視点等も踏まえ事業完了後の良好な景観形成に役立てることとします。

(4) 維持管理段階

①適切な管理を行う

構造物は、時間の経過とともに劣化していくため、維持管理は施設が存在する限り継続的に実施していく必要があります。また、新たな施設をつくるのが困難な財政状況および環境対策の観点から、今ある施設を長く使う視点を常に持ち続ける必要があります。計画段階において、将来的な維持管理を念頭においた計画とし、管理段階においては、いつまでも美しく見せていくための配慮が必要です。

②地域と協働体制を構築する

地域との協力体制を構築し維持することは、維持管理面だけでなく、住民が地域や施設への愛着を育むうえで重要です。この協力体制を構築・維持するため、住民・NPO・CSR活動を行う企業などに対して、必要な資材等の提供・収集したごみの処理・緑化技術支援等の必要な支援体制を地域の実情に合わせて構築することを検討する必要があります。

2. 本ガイドラインの運用

(1) 運用のポイント

地域の景観特性に配慮した公共事業の実施に向け、本ガイドラインを運用する上でのポイントは以下の通りです。「事前協議」を制度化し、本ガイドラインへの適合を確実に誘導します。

■事前協議を通じた景観誘導

- ・景観法に基づく「通知」に先立ち「事前協議」を実施して本ガイドラインへの適合、景観に配慮した公共事業の実施を実現します。
- ・「通知」の対象外である道路や公園の整備等についても、一定規模以上の事業を「事前協議」の対象とします。

事前協議

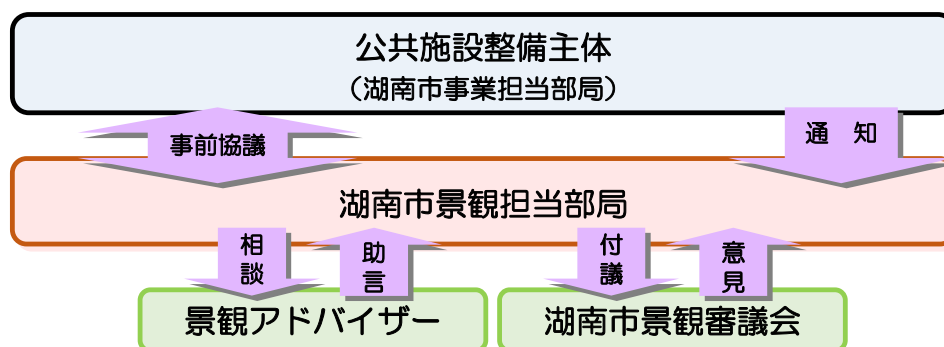
- ・設計段階において湖南省景観担当部局と事業主体（事業担当部局）が実施します。
- ・本ガイドラインに沿った設計内容となっていることを確認します。
- ・湖南省景観担当部局は、景観アドバイザーに相談し助言を求めたり、景観審議会に付議し意見を求めます。

通知

- ・事業主体（事業担当部局）は、湖南省景観担当部局に景観法第16条第5項に規定される通知を行います。

■景観アドバイザーへの相談、湖南省景観審議会への付議

- ・本ガイドラインの運用においては、湖南省景観担当部局が事業主体と「事前協議」を行い、「通知」を受け付けます。
- ・また、規模が大きな事業は、景観アドバイザーに対し助言を求めるとともに、景観審議会に付議し、意見を求めます。



(2) 事前協議等の対象

景観法第 16 条第 5 項に規定される通知が必要な行為は、湖南省景観条例第 16 条に規定される事前協議が必要です。公共事業を実施する際には、通知の必要のない道路・橋梁、公園等の整備についても、事前協議を通じて本ガイドラインへの適合を確認します。

■事業別の手続きの対象

- ・通知、事前協議、景観アドバイザーの助言及び湖南省景観審議会への付議の対象となる事業は下表の通りです。
- ・建築物や工作物の建築または建設、開発行為など、景観法第 16 条第 5 項に規定される通知が必要な行為については、事前協議を実施します。また、これらの事業の内、全体の予算規模が 10 億円以上となる事業については景観アドバイザーへの意見照会、湖南省景観審議会への付議の対象とします。
- ・道路、河川、公園、上下水道などの公共事業は、全体の予算規模が 1 億円以上となるものを対象に事前協議を実施するとともに、全体の予算規模が 10 億円以上となる事業については景観アドバイザーへの意見照会、湖南省景観審議会への付議を行います。
- ・なお、事前協議の対象とならない（省略する）事業であっても、それぞれの事業担当部署において本ガイドラインへの適合に努め、できる限り景観に配慮します。

事業別の手続きの対象

	通知の対象	事前協議の対象	景観アドバイザーの助言・湖南省景観審議会への付議の対象
建築物 工作物 開発行為	景観法第 16 条第 5 項に規定される通知が必要な行為 (51 ページ参照)		事業全体の予算規模が 10 億円以上となる事業
上記以外 (道路、河川、公園、上下水道)	—	事業全体の予算規模が 1 億円以上となる事業	事業全体の予算規模が 10 億円以上となる事業

(52 ページフロー図参照)

■景観法に基づく通知

- ・以下の行為については、景観法第16条第5項に基づく通知を行う必要があります。

【一般地区】

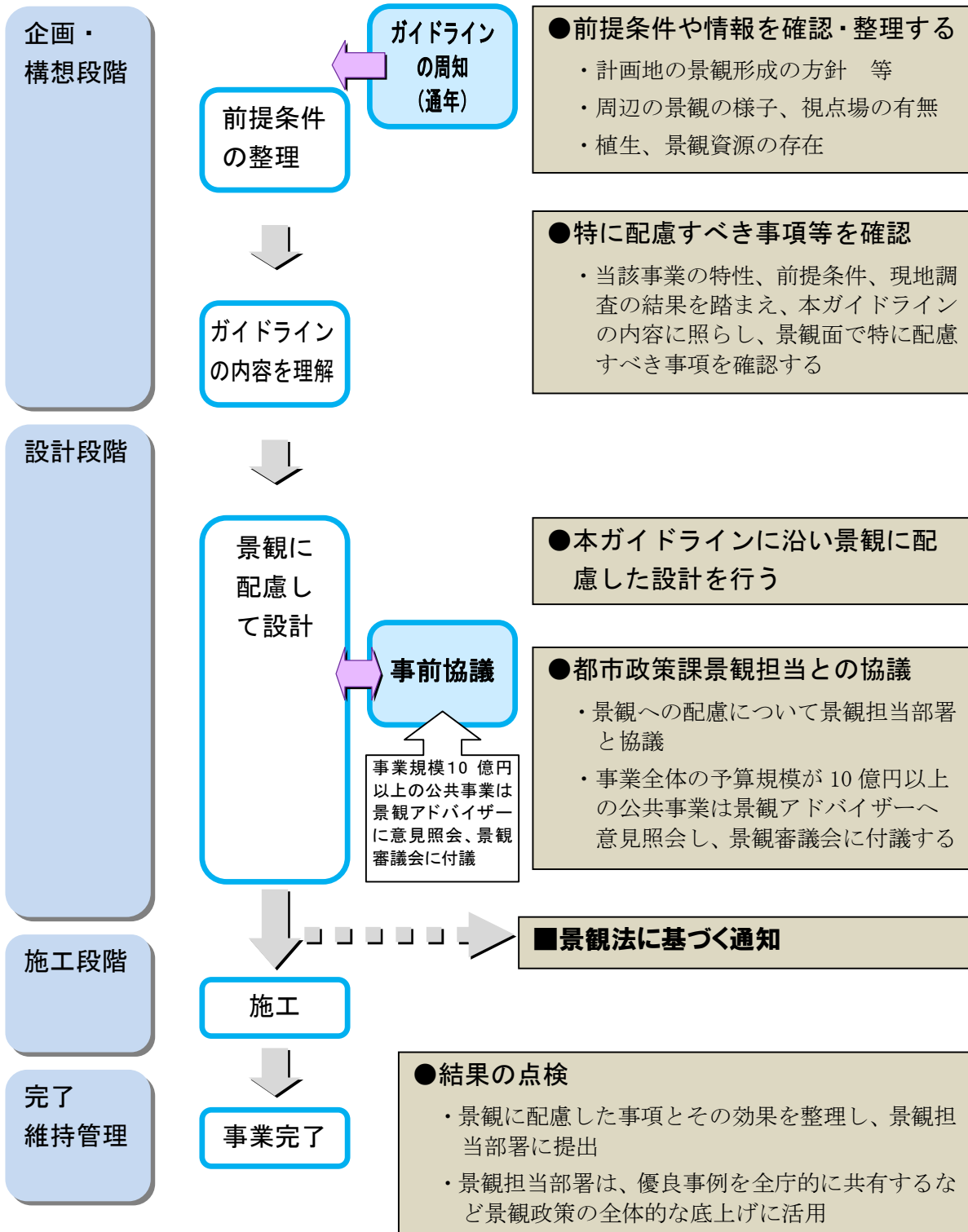
項目		行為の通知対象規模
建築物の新築、増築、改築または移転		高さ 13m以上若しくは4階建て以上または延床面積 500 m ² を超えるもの
建築物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更		
工作物の新設、増設、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更	垣、柵、塀、擁壁等	高さが 13m以上のもの
	汚水処理施設等	
	送電線鉄塔等	
	その他の工作物	
開発行為（都市計画法第4条第12項）		1,000 m ² を超えるもの

【重点地区】

項目		行為の通知対象規模
建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更		床面積の合計 10 m ² を超えるものまたは高さ 5 mを超えるもの
工作物の新設、増設、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更	垣、柵、塀、擁壁等	高さ 1.5mを超えるものまたは長さ 10 mを超えるもの
	汚水処理施設等	高さが 1.5mを超えるものまたは築造面積の合計が 100 m ² を超えるもの
	送電線鉄塔等	高さが 13mを超えるもの
	その他の工作物	高さが 5 mを超えるもの
開発行為（都市計画法第4条第12項）		1,000 m ² を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更		切土により生じる法面の高さが 1.5mを超えるもの若しくは法面の長さが 10mを超えるものまたは行為に係る部分の面積が 100 m ² を超えるもの
木竹の伐採		高さが 5 mを超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		高さが 1.5mを超えるものまたはその行為に係る部分の面積が 100 m ² を超えるもの（堆積された物件を外部から見通すことができない場所での行為または、期間が 30 日以内の行為は除く）
水面の埋立てまたは干拓		盛土により生じる法面の高さが 1.5mを超えるもの若しくは法面の長さが 10mを超えるものまたは行為に係る部分の面積が 100 m ² を超えるもの

(3) 景観に配慮した公共事業の進め方（フロー）

公共事業を行う際は、以下のフローに従い本ガイドラインの内容に沿った設計等となっていることを確認し、景観に配慮した公共事業の着実な実現を図ります。



(4) 公共施設の整備を伴う開発行為の事前協議の手続き

開発規模が1,000㎡を超える場合は、湖南省開発事業に関する指導要綱第5条の規定による開発事業事前審査願を提出する前に協議を行い（事前協議）、景観への配慮について確認します。

公益上必要な建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為（都市計画法第29条第1項第3号）に該当する行為も含まれます。

設計の手戻りなどを避けるため、なるべく企画・構想段階において、本ガイドラインの内容について事前相談を行ってください。

